

# 台東区公衆喫煙所設置費等助成

台東区では、喫煙する人もしない人も共存できる環境の整備を図るため、一般開放可能な喫煙所（以下、「公衆喫煙所」と言う。）の設置に要する経費及び維持管理に係る経費の一部を助成します。

公衆喫煙所の設置・運営を検討される場合は必ず事前にご相談ください。



## 1 助成対象者

①台東区内の土地又は建物を所有する方

②台東区内の土地又は建物を使用する権原を有する方

※ 法人、団体及び個人のいずれでも助成を受けることができます。ただし、国、独立行政法人、地方公共団体を除きます。

## 2 助成内容

助成対象経費		助成率	上限額	回数
設置経費	工事費、設備費、備品購入費、機械装置費等	10/10	700万円※1	1回
維持管理経費	①設備及び備品の保守に要する経費、電気代、火災保険料、清掃及びごみの処理に要する経費、賃料等	10/10	各年度 120万円※2	各年度ごと 1回
	②賃料（上乗せ分）	10/10	各年度 80万円※2	

※1 供用開始の日から5年間継続して運営できなかった場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。

経過期間	返還額（1円未満の端数切り捨て）
4年以上5年未満	設置経費に係る助成額の5分の1に相当する額
3年以上4年未満	設置経費に係る助成額の5分の2に相当する額
2年以上3年未満	設置経費に係る助成額の5分の3に相当する額
1年以上2年未満	設置経費に係る助成額の5分の4に相当する額
1年未満	設置経費に係る助成額の全額

※2 各年度の助成期間が1年間に満たない場合は、各年度の上限額を12月で除した額に当該年度の助成期間の月数を乗じた金額を上限とします。

※2 維持管理経費における助成対象経費②は、助成対象経費①の合計額が助成上限額を超過した場合に適用します。

※2 屋外トレーラー型公衆喫煙所における継続車検費用は、維持管理経費における助成対象経費①②の対象とします。

※ 経費の内訳が明確でない場合は、賃貸契約書等に基づき、公衆喫煙所が占める面積で按分した額とします。

※ 算出した額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。

※ 消費税相当額は助成対象経費には含まれません。

※ 予算がなくなり次第、申請受付終了となります。

### 3 助成要件

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

#### 運営等の要件

1. 一般に開放し、かつ無料で利用できること。
2. 概ね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。
3. 専ら喫煙のために利用されることを目的としていること。
4. たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品が喫煙可能であること。ただし、区長が特に必要と認める場合は、製造たばこのうち加熱式たばこのみが喫煙可能でも可とする。
5. 供用開始後、最低5年は継続して運営すること。
6. 法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態であること。
7. 駅周辺等人通りの多い場所又は区長が特に必要であると認める場所にあること。
8. 公衆喫煙所の設置について、設置場所に隣接する建物（隣接する建物と同等の影響を受けると認められる建物を含む。）の居住者、テナント等及び設置場所の区域の町会に周知し、理解が得られていること。
9. 台東区の公衆喫煙所として指定を受け、区のホームページ等で公開することに同意すること。
10. 設置した公衆喫煙所に関する苦情等については自らの責任で対応すること。
11. 区長の助言及び指導に応じること。

#### 設備の要件

1. 屋内公衆喫煙所、屋外コンテナ型公衆喫煙所又は屋外トレーラー型公衆喫煙所で、次の要件を満たすものであること。

屋内公衆喫煙所	ア	壁及び天井で囲まれた密閉型の構造物であること。
	イ	出入口において、喫煙所内に向かう風速が0.2m/秒以上であること。ただし、喫煙所内から、非喫煙スペースに向けてたばこの煙が流れない等の対策が取られている場合は、この限りでない。
屋外コンテナ型・屋外トレーラー型公衆喫煙所	ア	壁及び天井で囲まれた密閉型の構造物であること。
	イ	建物の入口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮されていること。

2. たばこの煙及び臭いに関し、次の措置がとられていること。

令和8年度以後に設置経費の助成を申請する・した場合	たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出する前に可能な限り除去することができる排気装置、脱臭機等が設置され、かつ、排出したたばこの煙及び臭いが近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないように配慮されていること。
上記以外の場合	たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出することができる排気装置、脱臭機等が設置され、かつ、排出したたばこの煙及び臭いが近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないように配慮されていること。

3. 出入口に扉を設けていること。
4. 床面積が概ね5㎡以上で、収容人数が3名以上であること。
5. 法令等で規定する基準を満たしていること。

#### 標識の要件

1. 出入口に喫煙を目的とする場所であることが分かる標識を掲示すること。
2. 出入口に20歳未満の人の立入りが禁止されていることが分かる標識を掲示すること。
3. 出入口に区の指定を受けた公衆喫煙所であることが分かる標識を掲示すること。
4. 掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。

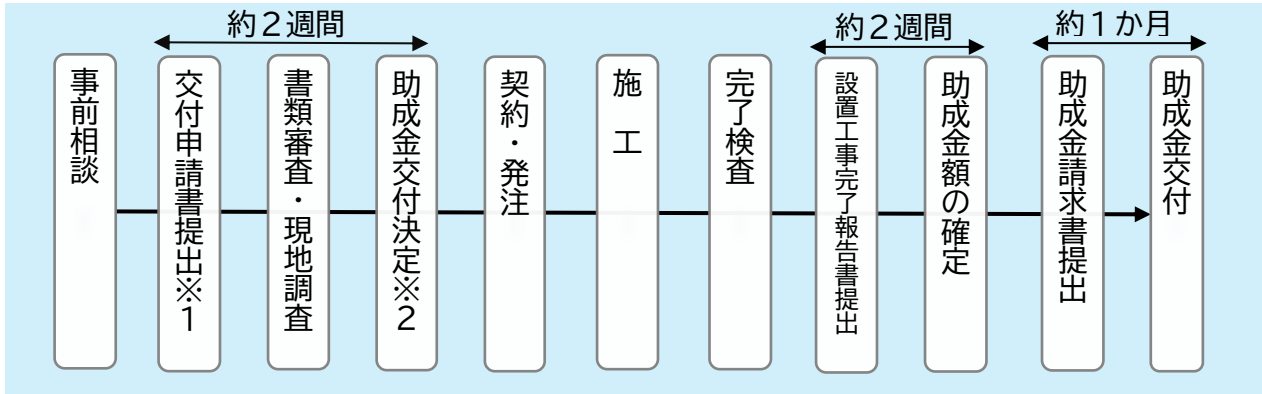
## Q&A

- Q. 店舗等と併設して公衆喫煙所を設置する場合は、助成対象となりますか？  
 A. 併設する店舗とは全く別ものとして分けができており、一般に開放し無料で利用できる場合は助成対象となります。ただし、店舗に係る経費など、公衆喫煙所の運営に直接関係のない費用は助成対象外です。
- Q. 公衆喫煙所内に広告を掲載してもよいか？  
 A. 可能です。ただし、広告に係るモニター等の費用は助成対象外となります。
- Q. 公衆喫煙所内に自動販売機を設置してもよいか？  
 A. 飲料の自動販売機及びたばこの自動販売機のみ設置可能です。ただし、自動販売機の費用は助成対象外となります。

## 4 助成の流れ

### (1) 設置経費

#### ① 申請から交付までのスケジュール



※1 設置工事着工の15日前までに提出してください。

※2 交付決定通知書が届いてから、工事に着手してください。

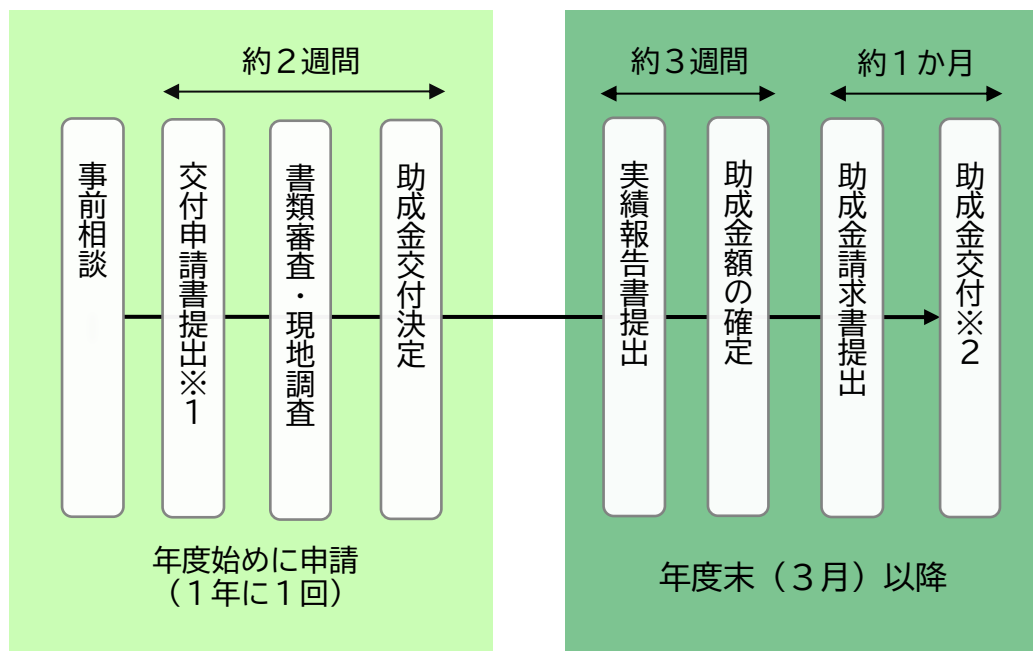
#### ② 必要書類

<input checked="" type="checkbox"/> 交付申請	所有者	使用者
<input type="checkbox"/> ① 台東区公衆喫煙所設置費等助成金交付申請書（別記第1号様式）	○	○
<input type="checkbox"/> ② 公衆喫煙所設置・運営計画書（別記第2号様式）	○	○
<input type="checkbox"/> ③ 公衆喫煙所を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行後3月以内）	○	
<input type="checkbox"/> ④ 公衆喫煙所を設置する建物又は土地の賃貸借契約書の写し		○
<input type="checkbox"/> ⑤ 公衆喫煙所を設置する建物又は土地の所有者同意書（別記第3号様式）		○
<input type="checkbox"/> ⑥ 公衆喫煙所の設置場所の周辺の地図	○	○
<input type="checkbox"/> ⑦ 公衆喫煙所の図面（面積、仕様、換気扇等の設備及び排気先の位置等が分かる資料）	○	○
<input type="checkbox"/> ⑧ 公衆喫煙所を設置する前の設置場所の写真	○	○
<input type="checkbox"/> ⑨ 設置経費の見積書の写し	○	○
<input type="checkbox"/> ⑩ 国、東京都又は企業等から助成金等が支払われている場合は、その内容と内訳が分かる書類	○	○
<input type="checkbox"/> ⑪ 近隣の居住者、テナント、町会等に周知し理解が得られたことが分かる書類	○	○

<input checked="" type="checkbox"/> 完了報告
<input type="checkbox"/> ① 台東区公衆喫煙所設置工事完了報告書（別記第9号様式）
<input type="checkbox"/> ② 公衆喫煙所の図面等（申請した内容から変更があった場合に限る。）
<input type="checkbox"/> ③ 公衆喫煙所の完成を確認できる全景及び当該公衆喫煙所の主要部分の写真
<input type="checkbox"/> ④ 設置経費の内訳が記載された書類の写し
<input type="checkbox"/> ⑤ 設置経費の領収書等の写し

## (2) 維持管理経費

### ① 申請から交付までのスケジュール



※1 助成を受けたい期間初日の15日前までに申請してください。

※2 助成金の交付は、実績額に応じ年1回の支払いになります。

### ② 必要書類

<input checked="" type="checkbox"/> 交付申請
<input type="checkbox"/> ① 台東区公衆喫煙所設置費等助成金交付申請書（別記第1号様式）
<input type="checkbox"/> ② 公衆喫煙所設置・運営計画書（別記第2号様式）
<input type="checkbox"/> ③ 公衆喫煙所の設置場所の周辺の地図
<input type="checkbox"/> ④ 公衆喫煙所の図面（面積、仕様、換気扇等の設備及び排気先の位置等が分かる資料）
<input type="checkbox"/> ⑤ 維持管理経費の予定金額の内訳とその算出根拠が分かるもの
<input type="checkbox"/> ⑥ 国、東京都又は企業等から助成金等が支払われている場合は、その内容と内訳が分かる書類
<input type="checkbox"/> ⑦ 既に供用している公衆喫煙所にあたっては、公衆喫煙所の全景及び主要部分の写真

<input checked="" type="checkbox"/> 実績報告
<input type="checkbox"/> ① 台東区公衆喫煙所維持管理実績報告書（別記第10号様式）
<input type="checkbox"/> ② 維持管理経費の内訳が記載された書類の写し
<input type="checkbox"/> ③ 維持管理経費の領収書等の写し

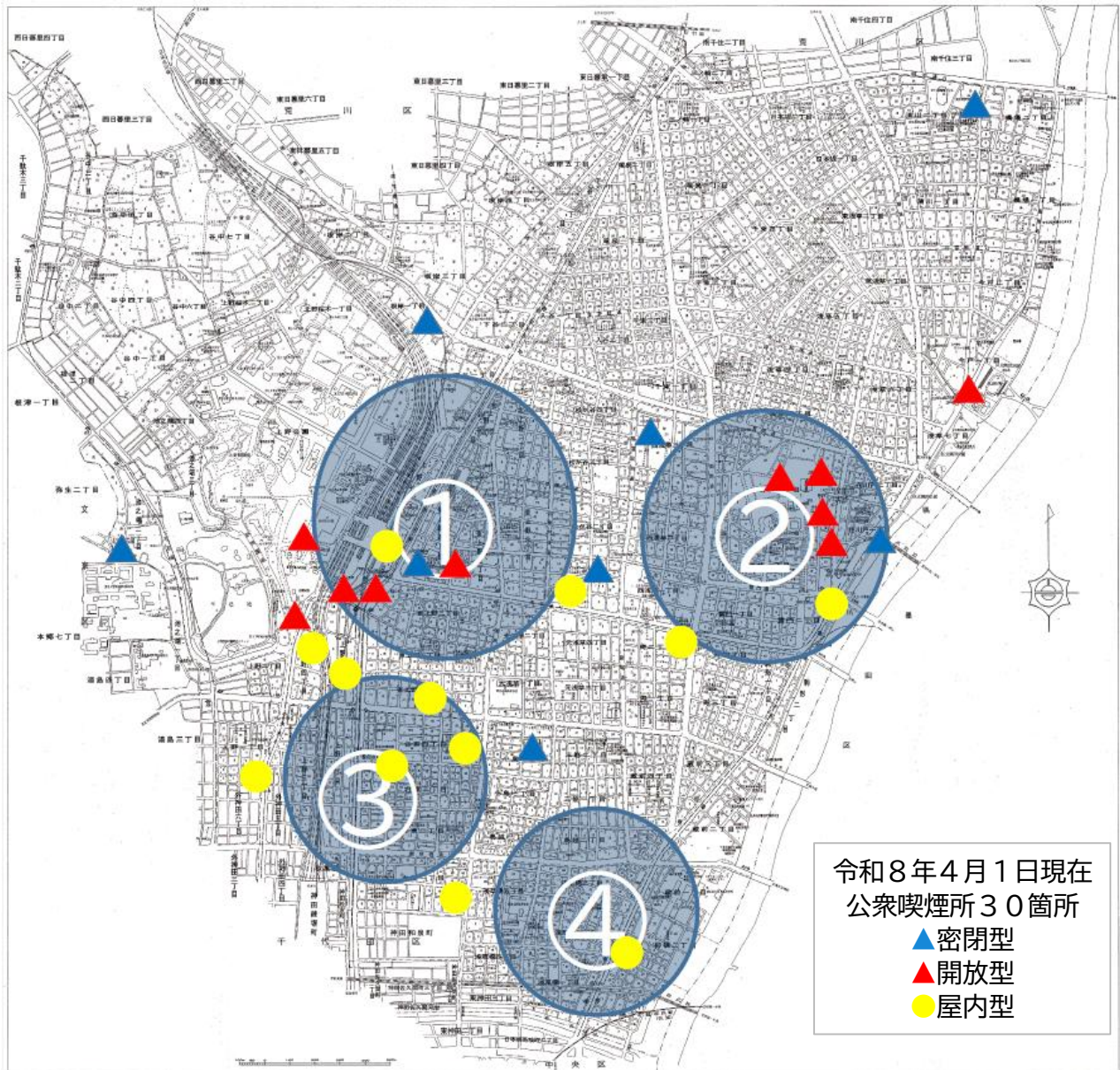
## (3) 設置経費・維持管理経費（共通事項）

### ① 必要書類

<input checked="" type="checkbox"/> 交付請求
<input type="checkbox"/> ① 台東区公衆喫煙所設置費等助成金交付請求書（別記第12号様式）
<input type="checkbox"/> ② 口座振替依頼書

## 5 台東区重点整備エリア

台東区では、公衆喫煙所を整備してほしいという意見が多く寄せられている場所と、路上喫煙やポイ捨てなどのマナー違反についての意見が多い場所を、「重点整備エリア」と設定し、重点的に公衆喫煙所の整備を目指しています。



- ① 上野～北上野エリア
- ② 浅草エリア
- ③ 御徒町エリア
- ④ 浅草橋エリア

様式等は台東区公式ホームページからダウンロードしていただくか、台東区役所6階環境課（⑧番窓口）で配付しております。

◆ 区公式ホームページ

公衆喫煙所設置費等助成

🔍 検索



◆ 問合せ先

台東区 環境清掃部 環境課 まちの美化担当

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区役所6階

電話：03-5246-1292

FAX：03-5246-1159